

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「五五・六七」を「四九・八〇」に、「一〇七」を「三五」に

改め、同表九八の項中「三〇」を「二二」に改め、同表一二〇の項中

「六

」を「四」に改め、同表一二一の項中「一一」を「一〇」に改め、同

表二三六の項中

「四

」を

「一

」に改め、同表二五四の項中「一

六〇」を「一二〇」に改め、同表二六九の項中「七」を「四」に改め、同表二七

二の項中

「九

」を

「八

」に改め、同表二九五の項中「六四・七

九」を「六三・一八」に、「一九」を「一五」に改める。

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中二三一の項を削り、二三二の項を二三一の項とし、二三三の項から三三三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。